メイドインみやしろ推奨品認定制度募集要項

メイドインみやしろ推奨品認定制度とは

町では、宮代町内における商品を、メイドインみやしろ推奨品（以下「推奨品」という。）として認定し、町内外に広く発信することにより、農商工業者の商品の研究開発に対する意欲の向上と、新たな商品の創出を図り、もって町内産業の振興に寄与することを目的としています。

（１）認定基準

①宮代町内で生産、製造又は加工された加工食品、工芸品又は工業製品であること。
②関係法令等を遵守していること。
③商品の製造又は生産販売に関する資格及び許可を有していること。
④町内で販売していること。（申請日時点）
⑤１年以上の販売実績があること。（町外での販売実績でも可）
⑥オリジナリティーがあること。

（２）登録数

３品まで
※ただし、Ⓐ又はⒷの基準を満たした商品の場合は、登録数の制限はありません。
Ⓐ宮代産農産物を１つ以上使用し、かつそれを商品の「アピールポイント」としていること。（パンフレットやメニュー表、ホームページなどで紹介されている。）
Ⓑ宮代町をイメージできること。（色や形から宮代町を連想できる）

（３）認定期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日までの１年間

（４）メイドインみやしろ推奨品認定の特典

①メイドインみやしろ推奨品認定証の交付
②「みやしろさん」シール交付
③推奨品取扱店のぼり交付
④メイドインみやしろ缶推奨品缶バッジ作成（新しい村のガチャガチャで購入可）
⑤町制作メイドインみやしろ推奨品カタログへの掲載（町広報とじ込み）
⑥町ホームページへの掲載
⑦「みやしろマーブルまるしぇ」への出店　※希望者のみ

（５）申請方法及び申請期間

【申請方法】

①新たに推奨品の認定を受ける場合

町役場産業観光課窓口または町ホームページにある申請書に必要事項を記入の上、

商品写真と一緒にご提出してください。申請書の記入にあたっては、具体的にわかりやすくご記入をお願いいたします。

②既に推奨品の認定を受けている場合

既に推奨品の認定を受けている事業者の方は、アンケート調査に必要事項を記入の上、ご提出ください。

【期間】

令和８年１０月２６日（月）～令和８年１２月２２日(火)まで

（６）留意事項

①提出された申請書類等は返却いたしません。

②申請された個人情報については、当事業の目的以外に使用いたしません。

③申請された商品に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。

④申請された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については、申請者自身の責任において解決してください。

⑤申請等に要する経費は申請者の負担となります。

⑥審査結果に対する個別のお問合せには、一切お答えできません。

⑦認定された商品は、１点につき1,000円の登録料をいただきます。

（７）認定等のスケジュール

申請期間	令和８年１０月２６日～１２月２２日
書類審査・推奨品認定	令和９年１月
カタログ発行	令和９年４月

【お問合せ・申請先】
〒345-8504　宮代町笠原１－４－１
宮代町産業観光課商工観光･ふるさと納税担当(役場2階14番窓口)
電　話：0480-34-1111　内線264、265
ＦＡＸ：0480-34-1093
Ｅ-ｍａｉｌ：sangyo@town.miyashiro.saitama.jp